

(3) 【英語】 The website of Ome City Government is also available in: English, Mandarin, Cantonese, Korean, Spanish and German.
 【スペイン語】 La pagina web del Ayuntamiento de Ome esta disponible tambien en: ingles, mandarin, chino cantones, coreano, espanol y Alemán.

青梅市行財政改革推進プラン (平成30年度～平成34年度) (仮称) の 策定に向けた提言が提出されました



青梅市行財政改革推進委員会(榎本晶夫委員長)から、青梅市行財政改革推進プラン(平成30年度～平成34年度)【仮称】の策定に向けた提言が、市長に提出されました。市では、この提言を受け、29年度中に30年度～34年度を実施期間とする青梅市行財政改革推進プラン(仮称)を策定します。

●青梅市行財政改革推進プラン(平成30年度～平成34年度)【仮称】の策定に向けた提言(抜粋)

市では、これまで財政状況に応じて比較的に節度ある市政が展開されており、大きな不祥事も発生していません。しかしながら近年、人口減少、少子高齢化、立地産業の衰退、福祉費用の増大、社会ストックの老朽化等の課題が深刻化してきています。また、過去の財政的蓄積や地域独占の制度に甘えて、地元の民間企業・団体に比べ高い職員福祉が維持される一方で、行政サービスには幾多の

問題が見受けられる状況にあります。このため、次の基本理念を重視して、今後の市政を推進していくことが求められます。

●行財政改革を進めるにあたっての3つの視点による提言項目

①市民の立場を斟酌した行政サービスの提供
 行政の都合優先ではなく、市民生活に合わせ、行政サービスを提供することが必要です。このため、情報公開、市民の意向確認、協働、委託等のさまざまな方法による外部資源・ノウハウの活用などに努めることが不可欠です。

②将来を見据えた政策展開
 目先の問題処理にとどまらず、人口減少、少子高齢化、情報通信技術の進展等の趨勢を踏まえた長期的な政策展開を図るべきです。

③公平・公正な市民負担
 市民生活や市の財政状況が厳しくなる中で、市民負担に関して受益者負担の原則を徹底するとともに、不公平・不正を見逃さないことが大切です。

④簡素で機能的な市役所運営
 地域独占の制度に甘えず組織的、人的なむだを排すること、時代変化に対応した組織の再構築に努

めることに常に留意すべきです。

●行財政改革を進めるにあたっての3つの視点による提言項目

視点①「効果的・効率的な行政システムの推進」
 △市民本位の行政システムの推進
 △市民等との協働による市政の推進
 △透明で公正な行政の確立

視点②「簡素で活力ある組織と人材の育成」
 △事務事業の見直し
 △子育てしやすい魅力的なまちづくりの推進
 △広域的な連携
 △都市基盤の整備
 △災害への対応

視点③「財政基盤の確立」
 △財政運営の効率化
 △給与等の適正化
 △財源確保の対策
 △モーターボート競走事業収益金の確保

※詳細は市ホームページ、市役所2階行政情報コーナーでご覧いただけます。
 問い合わせ 行政管理課

傍聴にお出かけください

	青梅市総合教育会議	青梅市梅の里再生計画推進委員会
日時	6月28日(水) 午前10時から	6月28日(水) 午後3時から
会場	市役所3階教育委員会会議室	市役所議会議棟3階大会議室
内容	教育施策について ほか	「青梅市梅の里再生計画」に基づくウメ輪紋ウイルス被害からの再生・復興に向けた検討
定員	10人(抽選)	8人(抽選)
傍聴受付	当日の午前9時40分～55分に会場入り口で	当日の午後2時30分～45分に会場入り口で
問い合わせ	企画政策課	梅の里再生担当
	青梅市男女平等推進計画懇談会	青梅市都市計画審議会
日時	7月3日(月) 午前10時から	7月5日(水) 午前9時30分から
会場	市役所2階206会議室	市役所議会議棟3階大会議室
内容	平成28年度実施事業の進捗報告ほか	青梅都市計画生産緑地地区の決定について ほか
定員	6人(抽選)	10人(抽選)
傍聴受付	当日の午前9時40分～55分に会場入り口で	当日の午前8時45分～9時に会場入り口で
問い合わせ	企画政策課	都市計画課計画係

市営住宅「あき室」入居者募集

市営住宅「あき室」への入居者の募集は、現在入居可能なあき室について、入居資格者を決定するものです。

◆申込書・しおりの配布
 入居資格者と入居あつせん順位の決定は、公開抽選を行い、資格審査のうえ決定します。

◆申込方法
 受付期間内に、直接または郵送で〒198-8701青梅市住宅課住宅係へ

◆申込書・しおりの配布
 6月15日(木)、16日(金) 午前8時30分～午後5時15分
 住宅課(市役所5階)

◆申込書・しおりの配布のみ
 17日(土) 午前8時30分～午後5時
 宿直室(市役所1階)

◆募集予定戸数 表のとおり

◆住宅使用料月額 7千900円から6万6千円
 で、入居する住宅、世帯の所得により決定します。

◆申込者の資格等の詳細は「申込みのしおり」でご確認ください。

募集予定戸数表

一般世帯向け				
住宅	住所	タイプ	戸数	単身
日向和田	日向和田1-253	2DK	1戸	不可
駒木	駒木町2-446-2	3DK	2戸	
友田	友田町5-299	2DK 3DK	2戸 1戸	
畑中第1	畑中2-256-1	2DK 3DK	1戸 1戸	可
大門第5	大門1-376		3戸	
大門第6	大門1-1029	2DK	1戸	
長淵第4	長淵1-1029		1戸	6戸
富岡第1	富岡3-1172			
富岡第2	富岡3-1172			4戸
裏宿	裏宿町711-1	3DK	1戸	
子育てファミリー世帯向け				
住宅	住所	タイプ	戸数	単身
吹上	吹上280	3DK	1戸	不可

料金未納

消費者相談室から21
 身に覚えのない請求ハガキやメールは無視してください！
 3月下旬から「民事訴訟管理センター」を名乗る機関から、突然ハガキやメールで請求が届いたという相談が市の消費者相談室へ多数寄せられています。

最終通告?

弁護士を紹介され、電話すると「プリペイドカードを30万円分用意せよ」と言われた。コンビニでプリペイドカードを購入し券面の番号を教えたところ、弁護士から電話があり「相手が裁判を取り下げないと言いつつ、未納料金が150万円ある。お金を準備してくれないとあなたの弁護士はできない。いくら用意できるか連絡せよ」と言われた。再度「総合消費料金とは何か」と尋ねたが「裁判が取り下げられないと分からない」と言われた。(50歳代女性) アドバイス

相談事例

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが届いた。内容は総合消費料金が未納となっており、契約会社や運営会社による民事訴訟の訴状が提出された。連絡なき場合は原告側の主張が全面的に受理され、給与等の差し押さえをすると記載があった。全く心当たりが無かったが、裁判取り下げ期日が迫っていたのでハガキに記載の相談窓口へ電話した。窓口へ「総合消費料金とは何か」を尋ねると、

相談事例の「民事訴訟管理センター」を名乗る機関からの請求以外にも「利用した覚えのない請求が届いたがどうしたらよいか」という架空請求に関する相談が増加傾向にあります。

市立総合病院を見学しませんか

院長が病院の概要について説明します。ぜひご参加ください。
 日時 7月26日(水) 午後2時30分～4時30分
 対象 市内在住・在勤・在学の方
 ※団体申し込み不可
 内容 病院の概要説明、レポート・救命救急センター
 ター・屋上庭園等の見学
 定員 先着15人(予約制)
 申し込み 電話 ☎22・3191で総合病院管理課 施設管理係へ

